

## コラム 自伐林家・自伐型林業の森林施業方法

近年、自伐林家又は自伐型林業が、地域の森林整備や地域活性化の面から注目されている。自伐林家には明確な定義はないが、保有山林において素材生産を行う家族経営体に近い概念と考えると、約6,600経営体であり、我が国の素材生産量の約1割（年間約180万 $\text{m}^3$ ）を生産している。

さらに、森林を所有していない場合であっても、山林を借用し、又は施業を受託するなどして小規模な林業を行う、いわゆる「自伐型林業」の取組も各地で進んでいる<sup>注</sup>。

この自伐林家又は自伐型林業には、週末ボランティアや木の駅プロジェクトに少量の木材を出すようなもの、兼業、専業など、多様な林業経営の概念が含まれている。

主な作業システムとしては、伐採はチェーンソー、集材は①人力（滑車、ロープ等を使う場合もある）、②エンジン一体型のロープウインチ、③林内作業車によるウインチや軽架線を使う方法等があるが、NPO法人自伐型林業推進協会は、本格的な施業を行う場合、作業道を敷設して、間伐生産した原木を2トントラックか1～3トンの林内作業車で搬出・運搬するシステムを推奨している。1人当たりの施業面積は限られるが、複数の者が協力することにより、より大きな面積の施業も可能となる。

同協会は、収入を向上させるためには丁寧な作業で森林を健全に維持していくことが必須条件であり、限られた森林から持続的に収入を得ていくためには、森林の成長量を越えない弱度な間伐生産を繰り返して、面積当たりの蓄積量を増やしていく長伐期・択伐（多間伐）施業が肝要としている。さらに、壊れない作業道を敷設して使い続けることにより採算性が高まるとしている。また、自伐林家の場合、自家労働を提供することにより収入を得るため、施業を委託するよりも黒字化しやすい。

長伐期・択伐施業については、奈良県の吉野<sup>よしの</sup>林業や三重県熊野市の「なすび伐り林業」等、古くからの林業地や林家で行われており、吉野では、山守が山林所有者の森林を管理し、密植と弱度な間伐を繰り返し、長期にわたり優良材を生産してきた。同協会は、吉野の林家等からも学び、自然条件に合わせ、間伐等により林内に入る風・雨・光をコントロールし、管理する森林の持続性を担保することが重要であるとしている。

注：佐藤宣子（2020）地域の未来・自伐林業で定住化を図る、一般社団法人全国林業改良普及協会：2。

資料：農林水産省「2015年農林業センサス」（組替集計）



間伐を4回実施した70年生の森林



間伐を6回実施した100年生超の森林

# 自伐型林業と一般的な林業の比較

	一般的な林業	自伐型林業
基本スタイル	経営・施業を事業体に委託しやすい (規模をまとめて効率化)	自ら、又は地域と共同で実施しやすい (小さく始めて継続)
施業の考え方	短い周期で伐採(皆伐)・再造林 (短期で収益化しやすい)→経済性優先	間伐を重ね(多間伐)、長い目で育てる (継続管理で資源を蓄積)→公益(環境)性重視
路網・機械	幅広い作業道+大型機械 (効率は高いが条件依存)	幅2~3m程度の作業路+小型機械 (道が基盤。維持管理が要)
制度との相性	既存制度の前提(規模・体制)と合いやすい	法人前提や活動日数が重いと使いにくい (入口で止まりやすい)
人材の入口と定着	専業・組織の雇用に任せやすい	技術を学んでも地元で始める受け皿が薄いと 実装できない

課題：道づくりへの国の支援メニューが薄い／制度要件が重いと入口で止まる／学んだ人が地元で始めにくい

<対策のポイント>

森業の振興などを通じた山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、手入れが行き届かない、地域の身近な**里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援**します。

※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、地域の森林資源から林業収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

<事業目標>

5年以上継続的に活動している活動組織の割合（70% [令和11年度]）

<事業の内容>

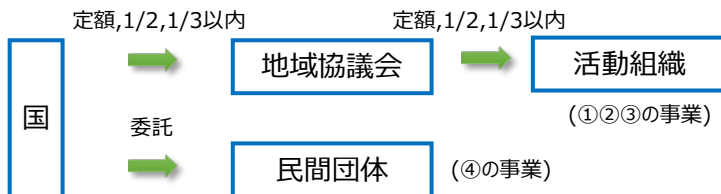
**里山林活性化による多面的機能発揮対策**

森業の振興などによる山村集落の維持・活性化や、森林の多面的機能の発揮に向けて、林業事業者による経営管理がされにくい里山林の整備を促進するため、

- ① 地域協議会が行う活動組織の確保・育成に向けた説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
- ④ 活動組織の活動成果の評価検証等を実施します。

※②③については、市町村が定める山村振興法に基づく「山村振興計画」に、里山林の保全活動が位置付けられている場合に優先採択。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

確保

➤ 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催

育成

➤ 里山林の整備・活用の実践に取り組む活動組織に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施

➤ 活動組織が行う里山林の整備・活用の実践支援

実践

地域活動型



地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援

最大12.0万円/ha



地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援

最大33.2万円/ha

複業実践型



半林半X等により本格的に人工林を活用する活動への支援

最大19.1万円/ha

上記活動に必要な路網の作設・改修、資機材の整備、地域外関係者の受入環境整備・調整等への支援、アドバイザーの派遣等による活動サポート

